

国際課税のケース・スタディ

ストック・オプションの課税について

〔事例〕

米国法人A社から日本子会社に出向しているZに対してストック・オプションが与えられている。わが国における課税はどうか。

〔ポイント〕

- 1 スtock・オプションの概要
- 2 米国におけるストック・オプションの課税
- 3 わが国における課税

〔検討〕

1 スtock・オプションの概要

ストック・オプションという制度は1920年代から米国において発達した給与の一形態である。この制度が採用された背景には、会社に貢献している社員に給与の増額、賞与の支給等の形態で報いたとしても、所得税の累進税率が適用されて実質的な手取金額の増加とはならないため、その他の形態を探ることが検討された。更に、資金的な余裕がない場合であってもこの制度を利用することが可能であったことがこの制度が企業において普及される一因となっている。ストック・オプションを与えられた者は会社の業績を向上させることで会社の株式の市場価格を上昇させ、結果として自己の所得を増加することができるため、オプションを与えられた者は自社への忠誠心及び貢献の意欲が醸成された。

ストック・オプションは、自社の勤務者のうち特定の者について、その会社の株式を一定価格(option price)で購入する権利を与える(grant)ことをいう。ストック・オプションを与えられた

者はこの権利を当該株式の市場価格が高騰した時点で行使(exercise)すれば、当該株式の時価とオプション価格の差額を自己の利益として享受することができる。会社はオプションの権利行使の時点で必要な株式を購入し、その者にオプション価格で売却しなければならない。その後、当該株式を取得した者は、その株式を当該株式の市場価格の動向を見ながら有利な時点でこれを売却して株式の譲渡益を得ることができる。

米国では所得を譲渡所得と通常所得(ordinary income)に分け、従来、長期譲渡所得(保有期間1年を超えるもの)について譲渡益の一部を免税とする措置を採用していた。従って、ストック・オプションの権利を行使して取得した株式を譲渡することで、当該勤務者は、当該株式の譲渡金額とオプション価格の差額の譲渡益を得ることとなるが、その譲渡益は、長期譲渡所得に該当すれば、その一部が免税となるため、当該利益と同額の給与等を支給する場合と比較して課税上有利な扱いとなった。

2 米国におけるストック・オプションの課税

ストック・オプションの課税については、税法上各種の要件を規定し、当該要件を充足する場合には税法上有利な取扱いを受けることになる。

ここでは、インセンティブ・ストック・オプション(Incentive Stock Options: 以下「ISO」という)と法定外ストック・オプション(Nonstatutory Stock Options: 以下「NSO」という)の二つを取り上げることとする。これら以外にも、

1964年以降、1976年5月21日前に権利が与えられた適格ストック・オプション (Qualified Stock Options), 1963年までに権利が与えられた制限ストック・オプション (Restricted Stock Options), 従業員持株計画 (Employee Stock Purchase Plan)等がある。

(1) インセンティブ・ストック・オプション (ISO)

原則として、オプションの権利が与えられ又は権利が行使された時点では所得は生じないこととされている。ISO は1975年後に権利が与えられ、1980年後に行使されるものがこれに該当する。

イ ISO の要件

- (イ) オプションの期間は10年以下であること
- (ロ) オプション価格はオプション発行時の株式の時価以下であること
- (ハ) オプションにより購入できる株式数の制限があること
- (ニ) オプションは相続の場合のみ譲渡が可能であること
- (ホ) オプションは当該計画の採用された日又は株主により承認された日のいずれか早い日から10年以内に供されなければならないこと
- (ヘ) 一暦年の最初に行使される株式の時価の総額は10万ドル以下であること
- (ヘ) 勤務者が会社の株式の10%超を所有する場合には、オプション価格は時価の110%とし、その期間は5年以内とすること
- (ト) 勤務者は雇用関係に基づいてストック・オプションを供与されることになるが、オプションが行使される前3カ月まで該当会社に勤務する必要がある。

ロ ISO の課税

ISO の課税については、その株式をオプションの権利が与えられてから最低2年、オプションが行使されてから1年の保有期間の要件の充足の

有無で課税関係が異なる。

(イ) 保有期間の要件を充足する場合

権利が与えられたとき、権利を行使したときのいずれの時点においても課税関係は生ぜず、株式を処分した時に、株式の譲渡価格とオプション価格の差額が譲渡損益として認識される。

(ロ) 保有期間の要件を充足しない場合

オプションが行使された時の時価とオプション価格の差額が通常所得として課税される。

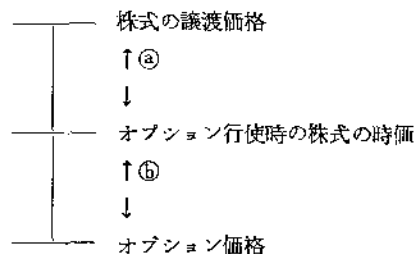
(2) 法定外ストック・オプション (NSO)

NSO は前述の ISO と比較して、課税上有利な取扱いはなく、ストック・オプションによる所得は通常所得 (給与所得) として課税を受ける。

3 わが国における課税

ストック・オプションの権利を有するものが日本の居住者 (税法上の永住者) に該当する場合には、全世界所得をわが国で課税することになるため、所得の種類が問題とされるが、その者が非永住者に該当する場合には、所得の源泉及び所得の種類の方についての考察が必要とされる。なお、非永住者とは、国内に住所又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する居住者のうち、日本に永住する意思がなく、現在まで引き続いて国内に住所、居所を有する期間が5年以下の個人をいう。その課税所得の範囲は、国内源泉所得及びこれ以外の所得で国内において支払われ、又は国外から送金されたものとされている。

ストック・オプションに関する株式の価格について図示すると次の三つの価格が関連することになる。



(1) 所得の種類

前図を参考にすると、勤務に基因して与えられるストック・オプションであれば、前図⑤については経済的利益として課税の対象となる。この場合、該当株式の取得価格はオプション行使時の株式の時価となり、続いて株式を譲渡したときは該当譲渡益は③となる。また、親会社の子会社の勤務者にストック・オプションを与える場合、当該勤務者は親会社と直接雇用契約はないが、この場合も子会社に代わって親会社が子会社の勤務に基因してストック・オプションを与えることからやはり給与所得と見るべきであるという考え方もある。他方、勤務との因果関係が明確ではないことから、法人からの贈与であるとして一時所得とみる考え方もある。その所得の種類に際しては、ストック・オプションの条件について十分検討する必要がある。

また、当該株式を譲渡した場合は、原則として平成元年4月以降、申告分離課税方式等により課税を受けることになるが、ストック・オプションに係る株式の譲渡は、本事例においては、外国法人の上場株式に係るものであるため、源泉分離課税方式の対象とはならない。

(2) 非永住者の場合の課税関係

非永住者課税以外の居住者であれば全世界所得が日本で課税されるため課税の対象となる点では特に問題はないが、非永住者の場合は当該所得が国内源泉所得かどうかの判定が必要とされる。そのため、前図の三つの段階についてそれぞれ検討が必要とされる。

イ オプションの権利が与えられたとき

オプションの権利が与えられたことで経済的利益が生じたことにはならないため、この段階では果税関係が生じない。

ロ オプションを行使したとき

例えば、日本に3年程度勤務している状態でオ

プションを行使したとき、前図の⑥の金額のすべてが日本源泉所得に該当するかどうか問題である。この場合もいくつかの考え方がある。

(イ) わが国の勤務期間中に確定したものであるから全額日本源泉の給与所得とするもの

(ロ) 日本勤務中にたまたまストック・オプションを行使したに過ぎないのであって、当該者が権利を与えられたのは日本非居住者のときであるから、日本源泉所得に該当しないとするもの

(ハ) 給与所得はその役務提供地を所得の源泉とすることが原則であるため、わが国勤務中に実現した⑥の金額について、わが国の勤務期間に対応する金額のみを国内源泉所得とするもの

(ニ) わが国居住者期間中に確定した所得で、かつ、必ずしも勤務に直接関連するものではないとして全額これを一時所得として課税するもの

ハ 株式を譲渡したとき

外国法人の株式を譲渡した場合、当該株式が譲渡のときに国内に所在すれば国内にある資産の譲渡として、その譲渡益は国内源泉所得となるが、株式が国外に所在する場合には、その譲渡益は国内源泉所得に該当しない。

ストック・オプションに係る課税関係についてわが国では未だ明らかな扱いが定まっているとはいえない。私見を述べれば、わが国滞在中に行使したストック・オプションについては、原則としてこれを一時所得としてその経済的利益に対する課税を行うのが妥当かと考える。

もちろん、給与の支給に代えてのストック・オプションであることが明らかに規定されているストック・オプションについては給与所得としての課税とならざるを得ない。

(税理士 小沢 進)